

## 私たちのモットー（療育の理念）

- 1 私たちは子どもたち一人ひとりの人権や基本的権利を尊重し、療育に当たります。
- 2 療育の目標として、一人ひとりのニーズに合わせた療育（療育の個別化）と多専門的なアプローチを目指します。
- 3 療育の内容として、日常生活動作（ADL）の改善はもとより、生活の質（QOL）の向上につながるものを求めます。
- 4 一人ひとりの子どもたちの能力を高めるだけでなく、子どもたちとご家族が安心して地域で生活できるよう努力いたします（ノーマライゼーション、地域支援）。

## 施設の概要

設置主体	北海道
構造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	31,924.52㎡ (旭川養護学校敷地含む。)
建物面積	6,875.39㎡
入院定員	80床(本入院60人、母子入院20組)
職員定数	106名(医師8名、歯科医師1名、看護師等46名、医療技術者23名、保育士10名、その他18名)

### 沿革

昭和37年12月26日	児童福祉法43条の3に基づく 肢体不自由児施設「北海道立 旭川整肢学院」として創立
昭和45年 2月16日	母子入院部門開設
昭和57年 6月 1日	「北海道立旭川肢体不自由児 総合療育センター」と改称 外来診療部門開設
平成10年 4月 1日	「特別通院・通学」が開始
平成20年 4月 1日	病床数の変更 140床 80床 (本入院60人、母子入院20組)
平成24年 4月 1日	児童福祉法の改正により施設 種別が医療型障害児入所施設 に変更

## 交通アクセス

JR旭川駅から 約6.5km  
バス 25分  
タクシー 20分 片道約2,000円

### バス乗り場

旭川駅前から道北バス[3番乗場]

旭川療育センター前下車

- ・路線29番「春光台循環線」(復路は28番)
- ・路線30番「春光台4条5丁目線」  
旭川養護学校前下車
- ・路線34番「9線4号經由鷹栖線」
- ・路線36番「江丹別線」



〒071-8142

北海道旭川市春光台2条1丁目1番43号  
北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター  
TEL・FAX:0166-51-2126

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/asc/kyokuryotop.htm>



## 北海道立 旭川肢体不自由児 総合療育センター

Hokkaido Asahikawa  
Habilitation Center for Disabled Children

## センターの療育体系

### 1 入院部門

本入院 60床

親子入院 20組

短期入所事業 定員2床

### 2 外来診療部門

小児科

整形外科

歯科

### 3 地域支援部門

道立施設等専門支援事業  
発達支援関係職員専門研修事業

各種巡回相談

療育キャンプ

### 4 特別通院・通学

## 本入院

療育に必要な期間、家庭を離れ、センターを生活の場としながら療育(機能訓練・生活指導)と教育を受けます。



クリスマス会

## 親子入院

就学前の乳幼児を対象に、概ね3~4週間の日程で運動発達の遅れを持つお子さんを対象に行う一般母子入院と、1週間の日程でダウン症候群と発達障がいを持つお子さんを対象に行う短期母子入院を行っています。

お子さんとお母さんに一緒に入院していただき、集中して医療相談、機能訓練・言語訓練や医療的ケアの指導を受けていただきます。



親子棟

## 短期入所(ショートステイ)

在宅の障がい児の保護者が、入院・出産・旅行などの際に短期間(原則2日以上7日以内)児童をお預かりするサービスです。

## 外来診療

診療科目は、整形外科、小児科、歯科とあり(原則)予約制となっています。

専門的な訓練が必要なお子さんに対しては、予約制で理学療法・作業療法・言語療法を行っています。

その他、専門外来として遺伝子外来、眼科、泌尿器科、装具外来、椅子外来も行っています。

## 地域支援

専門職が不足している道東・道北地域に対して医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、判定員、保育士を派遣し支援を行っています。

## 特別通院・通学

家庭で生活しながら、センターで療育を受け、併設されている旭川養護学校で教育を受けることが出来ます。



訓練のようす